

# しあわせ が あま

国民健康保険・後期高齢者医療 特集号

令和4年6月1日発行

## 主な内容

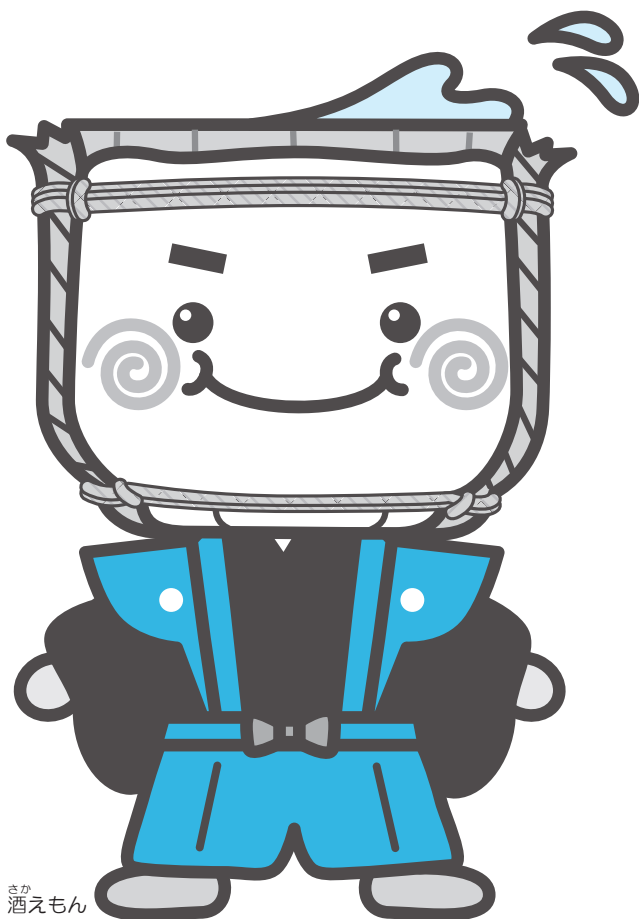
国民健康保険・後期高齢者医療制度 ココが変わります!/ 保険証の更新など	P2~3
受けよう特定健診と特定保健指導	P4
人間ドック・脳検診(脳ドック)のご案内/ 定期的に受診(検)しましょう!	P5
新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ 国保税・後期高齢者医療保険料の減免・傷病手当金の支給 柔道整復師などの施術を受けられる方へ/ 第三者行為でケガをしたときは必ず届出を!	P6

編集・発行 塩竈市市民生活部保険年金課 ☎355-6497

コロナ禍でも安心・安全!!

費用は0円!

年に1度、受診しよう



特

定

健

診

の  
す  
す  
め

国民健康保険に加入の40歳以上の方 および 後期高齢者医療保険に加入の方 が対象です

詳しい内容は 4ページ・5ページ をご覧ください!

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度

令和4年度

ココが変わります！

## 国民健康保険税 賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに賦課限度額が設けられています。

このうち、医療給付費分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引き上げ、合計102万円となります。介護納付金分は変わりません。

表A

表A 令和4年度国民健康保険税賦課限度額

医療給付費分	65万円 (63万円)
後期高齢者支援金分	20万円 (19万円)
介護納付金分	17万円 (変更なし)
合計	102万円 (99万円)

※カッコ内は前年度までの限度額

## 国民健康保険税 未就学児の均等割の軽減

本市の国民健康保険税は、所得割、均等割、平等割により算定されますが、未就学児に係る均等割について、その

表B 改正後の未就学児1人あたりの均等割額(年税額)

(単位:円)

	所得による軽減割合	なし	2割	5割	7割
医療給付費分	所得による軽減額	0	4,620	11,550	16,170
	所得軽減後均等割額	23,100	18,480	11,550	6,930
	今回の改正による軽減額(1/2)	11,550	9,240	5,775	3,465
	確定均等割額	11,550	9,240	5,775	3,465
後期高齢者支援分	所得による軽減額	0	1,800	4,500	6,300
	所得軽減後均等割額	9,000	7,200	4,500	2,700
	今回の改正による軽減額(1/2)	4,500	3,600	2,250	1,350
	確定均等割額	4,500	3,600	2,250	1,350
合計	(従来) 所得軽減後均等割額	32,100	25,680	16,050	9,630
	(改正後) 確定均等割額	16,050	12,840	8,025	4,815

※介護納付金分9,000円は、未就学児には課税されません

国民健康保険について  
保険年金課給付年金係 ☎ 355-6503  
後期高齢者医療制度について  
保険年金課医療係 ☎ 355-6519  
宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎ 266-10021

5割が軽減されることとなります。今回改正による軽減額は、7・5・2割軽減後の税額の5割となるため、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の1/2を軽減することから、8.5割軽減となります。

表B

## 市・県民税の申告はお済みですか!?



国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算、高額療養費や軽減判定のためには、世帯主を含めた世帯全員分の所得の申告が必要です。

申告がお済みでない方は、お早めをお願いします。

☎ 税務課市民税係 ☎ 355-5916



## 7月中旬にお届けします!

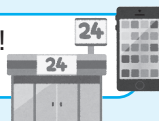
国民健康保険税(本賦課) 納税通知書

後期高齢者医療保険料 納入通知書

国民健康保険税納税通知書は世帯主の方へ、後期高齢者医療保険料納入通知書は個人ごとに送付します。内容を確認のうえ、納期限までに納付をお願いします。

国民健康保険税の計算について  
☎ 税務課諸税係 ☎ 355-5916  
国民健康保険税の納付について  
☎ 税務課納税推進室 ☎ 355-5936  
後期高齢者医療保険料について  
☎ 保険年金課医療係 ☎ 355-6519

保険税などの納付はコンビニ納付やスマホ決済が便利です!  
※詳しくは市ホームページをご覧ください。



表C 令和4、5年度後期高齢者医療保険料

<p><b>年間保険料額</b></p> <p>限度額 <b>66万円</b> (64万円) ※100円未満切り捨て</p>
<p>II</p> <p><b>均等割額</b></p> <p>1人当たり <b>44,640円</b> (42,240円)</p>
<p>+</p> <p><b>所得割額</b></p> <p>賦課のもととなる所得 (旧ただし書き所得) × 所得割額率 <b>8.62%</b> (7.97%)</p>
<p>※カッコ内は前年度までの額・率</p>

後期高齢者医療保険  
保険料の見直し

後期高齢者医療保険料は、加入者の皆さんに均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して、個人ごとに決まります。

この均等割額と所得割額は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

令和4年度は、均等割額と所得割額を計算するための所得割率が見直しされ、年間保険料額の限度額も引き上げられます。表C

後期高齢者医療の医療費  
窓口負担割合の見直し

令和4年10月1日から、被保険者が一定以上の所得のある世帯の方は、窓口負担割合3割の方(現役並み所得者)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

新たに2割負担の対象となる方は、住民税課税所得が28万円以上かつ、「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上の方です。(世帯に被保険者の方が2人以上いる場合は、「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上)

なお、2割負担となる方については、令和4年10月1日の施行後3年間は、外来診療における1か月の窓口負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。

この見直しに伴い被保険者証は、令和4年度に限り全員に対して7月と9月の2回送付します。医療機関を受診される際は、有効期限にご注意ください。

国民健康保険について

問 保険年金課給付年金係  
3555-6503

問 後期高齢者医療制度について  
保険年金課医療係  
3555-6519

宮城県後期高齢者医療広域連合  
266-1021

保険証の更新等について

国民健康保険

高齢受給者証の更新

高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月末までに対象の世帯に送付しますので、8月1日からお使いください。

有効期限切れのものは、個人情報に気をつけて、ご自身で破棄してください。

また、前年度の所得などにより、一部負担金(病院での窓口支払金額)が変更になる場合がありますので、確認ください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き使用する場合は、更新手続きが必要です。**受け付けは7月20日(水)からです。**7月は大変混み合いますので、お急ぎでない方は、8月以降の手続きをお勧めします。

**手続きに必要なもの** ①保険証 ②旧認定証 ③高齢受給者証(70~74歳の方) ④世帯主および対象者のマイナンバーカード(お持ちの方のみ) ⑤本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ⑥委任状(住民票同一世帯の親族以外が手続きする場合)

問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503

後期高齢者医療制度

被保険者証の更新

保険証(オレンジ色)の有効期限は7月31日です。有効期限切れのもの(オレンジ色)は8月1日以降に、ご自身で処分するか、市で回収します(郵送可)。

被保険者証の更新は、医療費の窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度に限り7月と9月の2回送付します。(見直し内容は、上記をご覧ください。)

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証(窓口負担割合が3割：現役I・IIに該当する方)および限度額適用・標準負担額減額認定証(1割：区分I・II)の有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き同じ要件(適用区分)を満たしている方には、新しい認定証を保険証と一緒に送付します。

※区分が変更になる方や現在お持ちでない方は申請が必要です

手続きに必要なもの

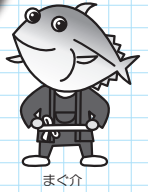
①保険証 ②マイナンバーカード(お持ちの方のみ)  
※代理の方が申請する場合は、代理人の身分証明書が必要

問 保険年金課医療係 ☎355-6519

## こんなときだからこそ!!

# 受けよう 特定健診と 特定保健指導

警戒すべきは  
新型コロナだけではなく  
ありませんぞ!



特定健診は、メタボリックシンドロームを早期発見し、「生活習慣病」を予防するために実施しています。年に1回の健康チェック!自分のため、家族のため特定健診を受けましょう。

### 特定健診はこんなにお得

- 毎年受けることで経年変化を見ることができ、生活習慣の弱点がわかる!
- 現在通院中の人も、治療中以外の生活習慣病を予防することができる!
- 医療費がかからなくなり、家計の支出減につながる!
- 生活習慣病のリスクが高い人は保健師や栄養士による保健指導が無料で受けられる!

### 特定保健指導は無料!

特定保健指導は、特定健診結果から生活習慣病のリスクが高い人に対し、生活習慣や検査値の改善を保健師や栄養士がお手伝いするものです。

日本人の死亡原因の上位は、がん、心臓病、脳卒中といずれも生活習慣病です。心臓病や脳卒中の発症原因は血管の老化(動脈硬化)と言われています。特定健診は、動脈硬化の進行を早期に見つけ、生活習慣病を未然に防ぎます。

終了者には  
すし券を  
プレゼント



## 令和4年 特定健康診査・健康診査

今年の健診受診対象者の日程は以下のとおりです。対象者には6月中旬(予定)に受診票を送付します。

	特定健康診査	健康診査
対象者	40歳～74歳の塩竈市国民健康保険加入者	75歳以上の方及び65歳以上の後期高齢者医療保険加入者
申し込み	<b>不要</b> 特定健診は、40歳以上の方を対象に実施が義務付けられています。そのため、6月中旬(予定)に対象者全員に受診票を送付しますので申し込みは不要です。	<b>必要</b> 市民健康診査の申し込みをした方に受診票を送付します。(6月中旬の予定)
自己負担	全額助成により <b>無料</b> です。	
備考	詳細健診(心電図・眼底検査)に該当しない場合でも、希望する方は自己負担額を支払うことで受診できます。 自己負担額:心電図検査(1,500円)、眼底検査(1,000円) ※上記健診を受ける方が対象	

日程	会場	受付
6月27日(月)～7月1日(金)	塩釜ガス体育館	9:00～11:00 13:30～15:00
7月2日(土)	保健センター	9:30～11:00 13:30～15:00
7月4日(月)～8日(金)	保健センター	9:30～11:00 13:30～15:00
7月16日(土) ※夜間健診あり	保健センター	9:30～11:00 13:30～15:00 17:00～18:30※
7月19日(火)～20日(水)	保健センター	9:30～11:00 13:30～15:00
7月22日(金)～24日(日)	マリゲート塩釜	9:30～11:00 13:30～15:00
7月26日(火)～29日(金)	塩釜ガス体育館	9:00～11:00 13:30～15:00

● 結核、肺がん、肺炎ウイルス、前立腺がん検診も同時に行います。

- 待ち時間短縮のため、地区により健診日時を指定しています。詳しくは受診票と同封の日程表をご覧ください。
- 指定した日時に受診が難しい方は、上記日程のご都合の良い日時に受診してください。

● マークは例年、大変混み合う日程(いずれも午前)です。

健康づくり課(保健センター) ☎364-4786

# からだのすみずみまで詳しく検査！

## —人間ドック・脳検診(脳ドック)費用助成事業—

塩竈市国民健康保険に加入している方で下記の条件にあてはまる方は、人間ドック・脳検診(脳ドック)費用の助成が受けられます。

対象者には**6月上旬**に申込書を送付します！

人間ドック、脳検診(脳ドック)は生活習慣病等の予防、早期発見を目的としています。  
あなたのいきいきとした未来を応援します！

人間ドックが**0円**なのは、**5年に1度だけ！**

対象の方は、スケジュールを調整して、ぜひ受診しよう!!



のりた

	対象者	実施期間	検査項目	ここがポイント!!
人間ドック <u>(無料)</u>	令和4年4月1日現在、 40歳(S56.4.2 ~ S57.4.1生) 45歳(S51.4.2 ~ S52.4.1生) 50歳(S46.4.2 ~ S47.4.1生) 55歳(S41.4.2 ~ S42.4.1生) 60歳(S36.4.2 ~ S37.4.1生)	令和4年 8月1日(月) ~10月31日(月)	①診察 ②尿検査 ③血液検査 ④心電図 ⑤聴力検査 ⑥超音波検査 ⑦眼底検査 ⑧胃がん健診 ⑨結核・肺がん検診 ⑩大腸がん検診	人間ドックは、 <b>特定健診にない検査項目</b> (各種がん検診)やより詳しい検査を受けられます。
脳検診 (ドック) <u>(10,000円助成)</u>	・上記人間ドック対象者 ・令和4年4月1日現在、 65歳(S31.4.2 ~ S32.4.1生) 70歳(S26.4.2 ~ S27.4.1生)		頭部MRI、頭部MRAを含む各医療機関が定める脳検診(脳ドック)	脳検診(脳ドック)は <b>安全で無痛</b> な検査です。症状の出していない脳や脳血管の病的変化を早期に発見することができます。

各医療機関は、新型コロナウイルス感染症の感染予防として、厚生労働省等からの通知に基づき感染対策を講じるなど安心・安全な受診環境の確保に努めております。受診される際は、マスクの着用や、咳エチケットの励行など、感染の拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

問 保険年金課保険企画係 ☎355-6497

## コロナ禍ですが...

## 定期的に受診(検)しましょう!

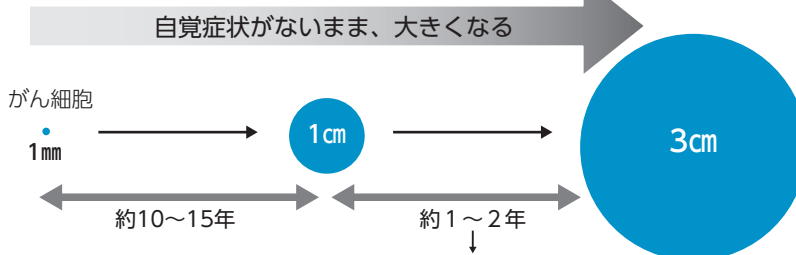
「コロナが怖いから」と言って、健(検)診や病院受診を控えるのは、病気の発見・治療を遅らせることになります。

早期発見・早期治療で生存率を高めることができます。

特定健診やがん検診は定期的に受けましょう。



例えば... がんの場合



参考：がん対策推進企業アクション  
HPより引用

早期がんのうちに発見できる時期です!

健診会場や各医療機関では、感染対策を常に行っています。安心して受診(検)してください!



問 健康づくり課(保健センター) ☎364-4786

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

塩竈市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方で、次の要件を満たす方は、下記まで問い合わせください。

## 国保税・後期保険料の減免

### 対象者

- (1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等または給与収入の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯
  - ①事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3/10以上である
  - ②令和3年の所得金額の合計が1,000万円以下である
  - ③減少が見込まれる事業収入等の合計に係る所得以外の前年所得合計額が400万円以下である
- (3)主たる生計維持者が事業を廃止または失業\*した世帯 ※非自発的の失業者に該当する方は別途申請

### 対象となる税(保険料)額

令和4年度の国保税および後期保険料で、令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、対象年金給付の支払日)が設定されているもの

国民健康保険に加入している方の減免について [☎ 税務課諸税係 ☎355-6519](tel:355-6519)  
国民健康保険に加入している方の傷病手当金について [☎ 保険年金課給付年金係 ☎355-6503](tel:355-6503)  
後期高齢者医療制度に加入している方の減免、傷病手当金について [☎ 保険年金課医療係 ☎355-6519](tel:355-6519)

## 傷病手当金の支給

### 対象者

- 次の①～④のすべてに該当する方
- ①塩竈市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している
  - ②会社などに勤め、給与の支払いを受けている
  - ③新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われたため、3日間連続して休み、4日目以降にも仕事を休んだ日がある
  - ④仕事を休んでいる期間に給与の全部、もしくは一部の支給がなかった

### 適用期間

令和4年6月30日までの間で労務に服することができない期間。ただし、2年を経過すると時効により給付が受けられなくなります。(令和4年5月13日時点)



事前に電話で問い合わせください

## 柔道整復師などの施術を受けられる方へ

柔道整復師(整骨院・接骨院)、鍼灸師などの施術を受ける場合は、被保険者証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

### 整(接)骨院の施術を受けるとき

- 被保険者証が使える場合
  - ・ねんざ ・打撲 ・挫傷(肉離れなど)
  - ・骨折、脱臼(応急処置を除き、医師の同意が必要)
- × 被保険者証が使えない場合
  - ・疲労性、慢性的な肩こりや筋肉疲労
  - ・慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
  - ・労災保険が適用になる工作中や通勤途中の負傷
  - ・保険医療機関(病院や診療所など)で治療中の負傷などと同じもの

### はり・きゅうの施術を受けるとき

- 被保険者証が使える場合
  - ・神経痛 ・リウマチ ・五十肩
  - ・頰腕症候群 ・頸椎捻挫後遺症
  - ・慢性的な疼痛や神経痛、リウマチと同等の関節症(かかりつけ医に相談ください)  
※医師の同意書または診断書が必要です。
- × 被保険者証が使えない場合
  - ・上記疾患名以外のもの ・医師の同意がないもの
  - ・保険医療機関で治療中の対象疾患と同じもの

## 第三者行為でケガをしたときは必ず届出してください！

交通事故や他人の飼い犬に噛まれるなど、第三者(自分以外の人)の行為で負傷したり、病気になったりした場合でも、国民健康保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、本来その医療費は加害者が負担するべきものですので、保険者が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその費用を請求することになります。

その場合は、「第三者行為による傷病届」(市役所窓口または市ホームページからダウンロード可)が必要になりますので、速やかに提出してください。

国民健康保険について [☎ 保険年金課給付年金係 ☎355-6503](tel:355-6503)  
後期高齢者医療制度について [☎ 保険年金課医療係 ☎355-6519](tel:355-6519)